

(参考2)

参考資料

「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)の概要

資料 I - 1 - 1

※ 平成29年7月18日 経済財政諮問会議提出(内閣府)

経済・財政面における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ・ ①「経済再生ケース」：デフレ脱却・経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現(2019-25年度平均:名目3.8%、実質2.2%)
- ・ ②「ベースラインケース」:経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2019-25年度平均:名目1.4%、実質0.7%)

○ 財政前提

- ・ 2018(平成30)年度:賃金・物価動向や一定の歳出改革等を勘案し、結果として高齢化等を除く歳出の増加率が賃金・物価上昇率の半分程度となると仮定して機械的に計算
- ・ 2019(平成31)年度以降の歳出:社会保障歳出は高齢化要因等で増加、それ以外の一般歳出は物価上昇率並に増加することを想定。
- ・ 消費税率(国・地方)が2019年10月1日に10%へ引き上げられ、社会保障歳出は一定の充実が図られる(注)。

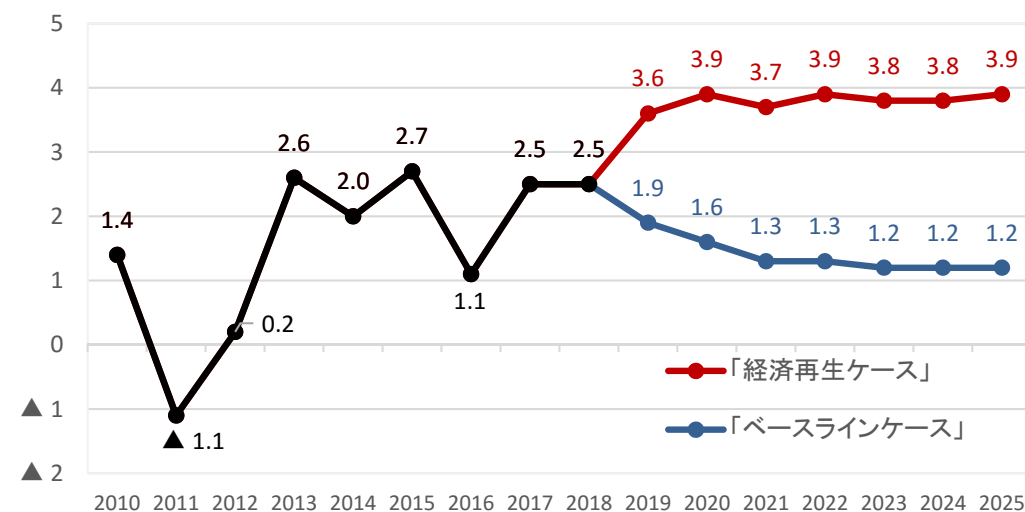
試算結果のポイント

○ 2015(平成27)年度の国・地方PB対GDP比: **▲3.0%** (半減目標(▲3.2%)は達成)

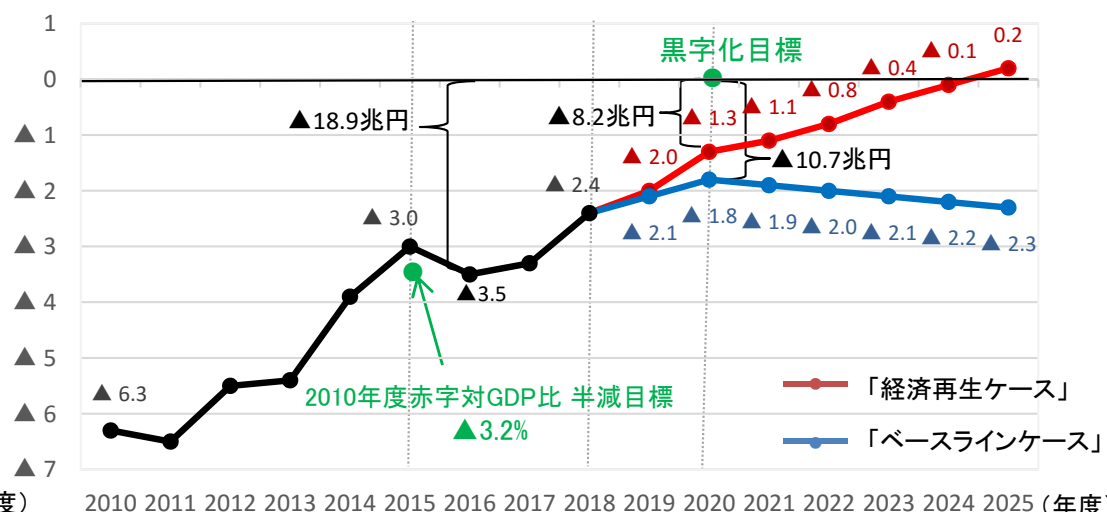
○ 2018(平成30)年度の国・地方PB: **▲13.4兆円** (対GDP比**▲2.4%**)

○ 2020(平成32)年度の国・地方PB: ① **▲8.2兆円** (対GDP比**▲1.3%**) ② **▲10.7兆円** (対GDP比**▲1.8%**)

(%) <名目経済成長率>



(%) <国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)>



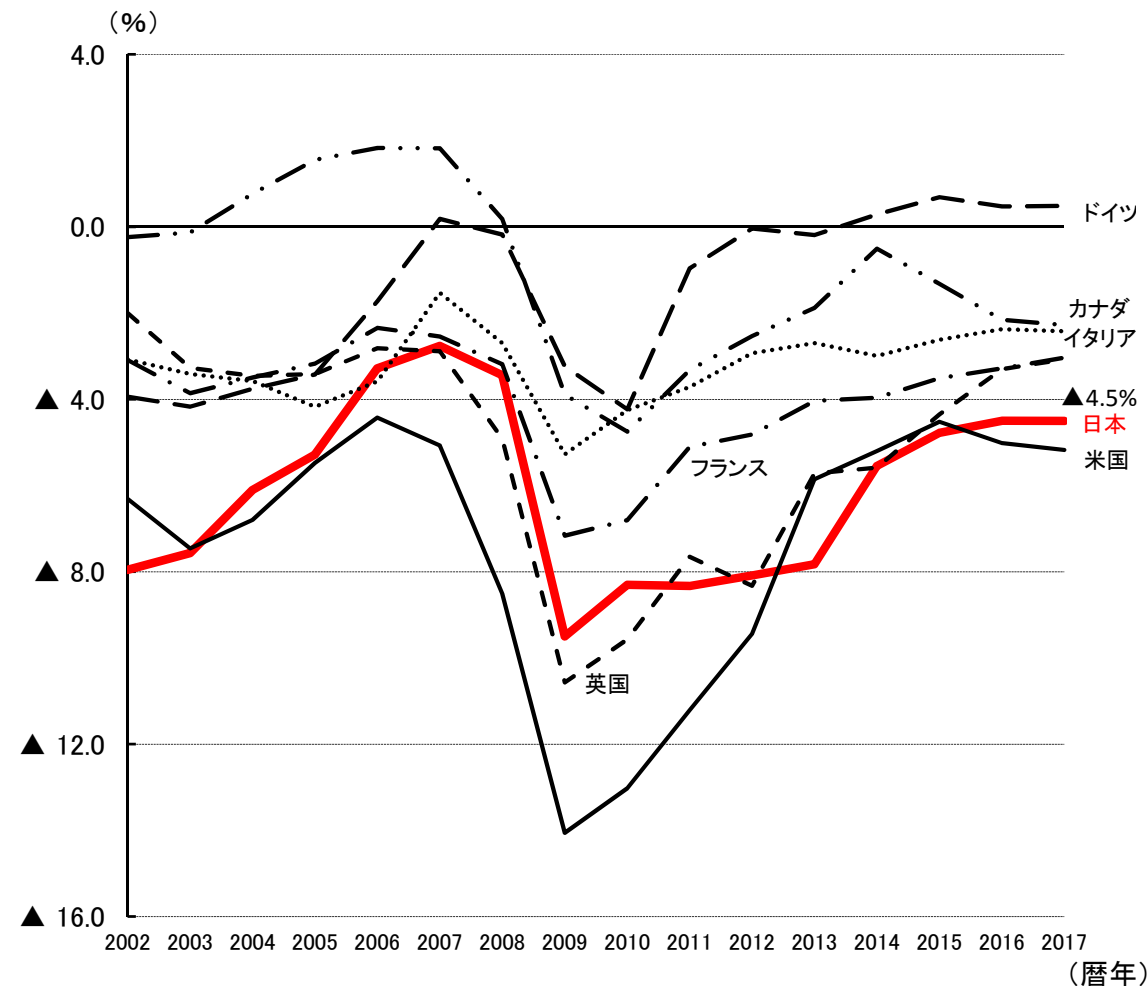
(注) 消費税の軽減税率制度の実施に伴う減収に対応して、「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年3月31日公布)に基づき確保する安定的な恒久財源について、本試算では、総合合算制度の見送りにより確保する財源を織り込んでいる。織り込まれていない残りの所要額については、同法において、2018年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、確保することとしている。

財政収支・債務残高の国際比較（対GDP比）

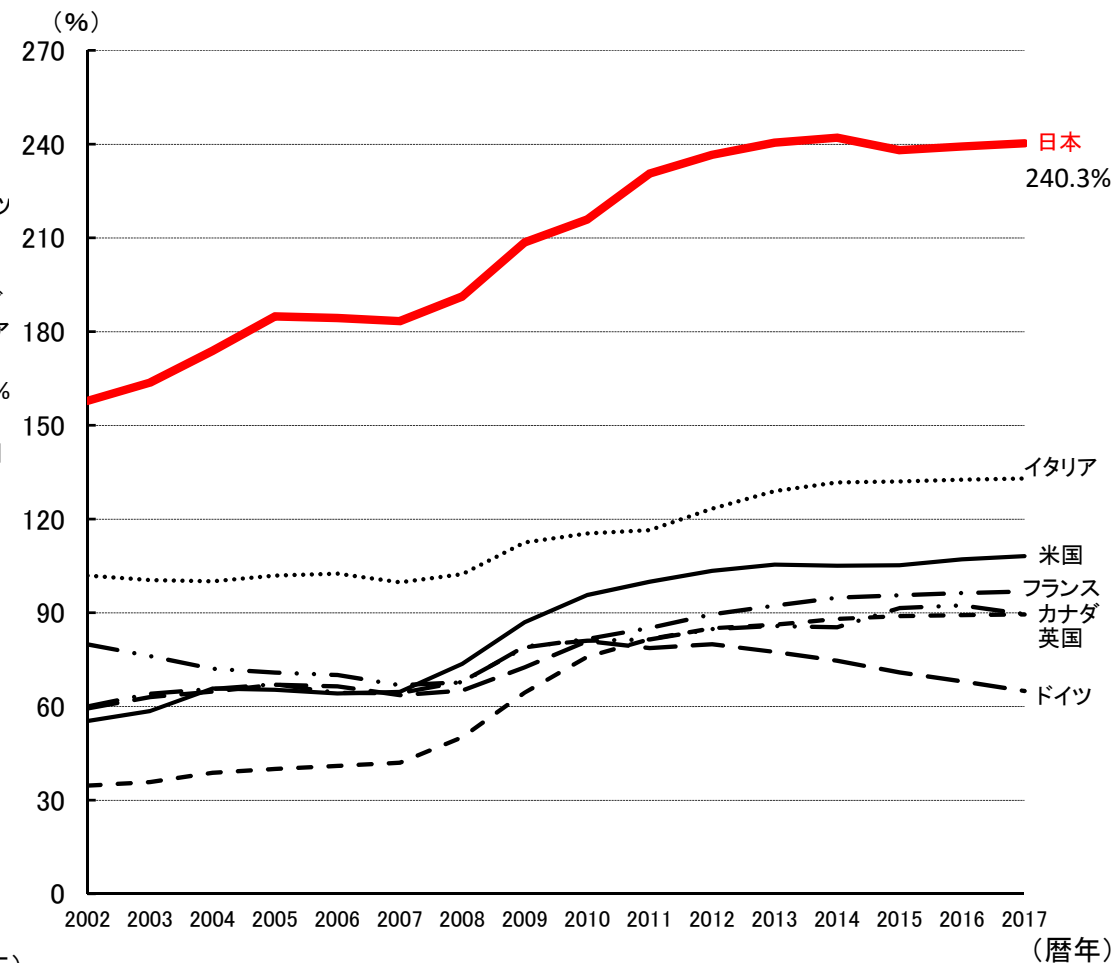
資料 I - 1 - 2

○ 我が国の財政収支は大幅な赤字が続いている。
債務残高も増加が続いており、他の主要先進国を大きく引き離して最悪の水準。

《財政収支の国際比較（対GDP比）》



《債務残高の国際比較（対GDP比）》



(出典) 財政収支については、OECD “Economic Outlook 100” (2016年11月)。債務残高については、IMF “World Economic Outlook Database” (2017年10月)。

(注) 数値は一般政府ベース。ただし、財政収支については、日本及び米国は社会保障基金を除いたものであり、さらに日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

- 終戦直後、ハイパーインフレーションの進展を阻止し、戦後経済の再建を図るため、「預金封鎖」、「新円切替」を柱とする金融危機対策と、財産税等の特別課税等を柱とする財政再建計画が立案・公表される。
- これらは実施されるが、実際にはハイパーインフレーションが急速に進展し、終戦直前に200%程度であった国債残高対名目GDP比は昭和25年度15%弱にまで大幅に低下。
- ⇒ 結果として、戦後財政は、低水準の債務負担の中、均衡財政でスタート。

<預金封鎖・新円切替>

- 昭和21年2月16日、悪性インフレーションの進展を阻止するための措置として、「経済危機緊急対策」を公表。同日「金融危機措置令」が発出され、翌17日「預金封鎖」、「新円切替」を同時に実施。
- 「預金封鎖」: 2月17日以降、全金融機関の預貯金を封鎖し、引出しを原則的に禁止。生活費や事業資金について一定額のみ引出しを承認。
 - 〔・実施期間: 昭和21年2月17日から昭和23年3月末までの約2年間。〕
 - 〔・封鎖預金からの新円での引出可能な額は、当初は月額世帯主300円、世帯員1人当たり100円。〕
- 「新円切替」: 日本銀行券を昭和21年3月3日以降は「旧券」として強制通用力を喪失させることとし、同7日までに流通中の旧券を預貯金等に受け入れ、既存の預金とともに封鎖。2月25日より「新券」を発行し、新円による預金引出しを認める(引出可能な額は上記金額)。
 - 〔・2月25日から3月7日までの間は、一定限度内に限って(一人当たり100円)旧券と新券の引換えが行われた(交換比率は1:1)。〕

<財政再建計画>

- 終戦直後の昭和20年11月5日、戦後の債務処理を行い、財政再建の基盤を造成するため、財産税等の特別課税を柱とする「財政再建計画大綱要目」を閣議了解。(当初の計画では、約4,000億円の国富に対して、1,000億円弱の課税を想定。)
- GHQとの調整等を経て、「財産税」及び「戦時補償特別税」の2税を創設。
- 「財産税」: 昭和21年3月3日時点において国内に在住した個人を対象に、通常生活に必要な家具等を除く個人資産(預貯金、株式等の金融資産及び宅地、家屋等の不動産)に対して、一回限りの特別課税(税率は課税価額に応じた累進課税(税率25%~90%))。
- 「戦時補償特別税」: 戦時中、戦争遂行のために調達した物品や建設工事の工事代金等の軍や政府に対する戦時補償請求権に対して100%課税を行うことで、戦時補償の支払いの打ち切りを実施。
- 両税の税収は「財産税等収入金特別会計」で経理され、原則として国債償還金に充当。
 - 〔(参考)財産税及び戦時補償特別税による収入は5年間累計で約487億円(昭和21年時点: 一般会計税収約264億円、個人及び法人企業の金融資産は約3,806億円)。〕
- ⇒ 実際には、ハイパーインフレーションの進展により、国債残高対名目GDP比は大幅に低下。財産税等による寄与は限定的。

欧州債務危機の発生による経済・社会等への影響

資料 I - 2 - 2

※平成26年12月25日「平成27年度予算の編成等に関する建議」資料

○ 経済や失業率が大幅に悪化する中、財政再建の実施に伴う増税や年金支給額抑制等に不満を持つ国民によるデモやストライキが多発し、国内の政治情勢も不安定化。

経済状況の悪化 (実質GDP成長率・2012年)

ギリシャ	イタリア	ポルトガル	スペイン
▲7.0%	▲2.4%	▲3.2%	▲1.6%

失業率の悪化 (かっこ内は25歳未満の若年失業率) (2012年)

ギリシャ	イタリア	ポルトガル	スペイン
24.5% (55.3%)	10.7% (35.3%)	15.8% (37.9%)	24.8% (52.9%)

金融危機の発生

✓ ギリシャ等において、経済状況の悪化に伴う **不良債権の増加** や **金利上昇に伴う保有国債の価格下落** による損失等により、**金融機関の破綻** などが相次いで発生。

財政再建策の実施

EU・IMF等からの支援を受けた国では **国民の痛みを伴う厳しい財政再建策** を実施

ギリシャ	ポルトガル
● 一般政府財政収支対GDP比: 2009年▲13.6%→14年▲2.6% ● 公務員人件費削減(ボーナス廃止・公務員数を2015年までに15万人削減等) ● 年金支給額削減(ボーナス廃止・月1,400€超の年金給付を平均8%削減・支給開始年齢65歳への引上げ等) ● 付加価値税の引上げ(21%→23%)等 ● 税制改革(各種控除・優遇税制等の廃止等) ● 労働保護法制の見直し(パートタイム労働者活用拡大・最低賃金の22%引下げ等)	● 一般政府財政収支対GDP比: 2010年▲9.1%→13年▲3.0% ● 公務員人件費削減(賃金を平均5%削減し13年まで名目額を凍結、中央政府公務員数を2012年から14年まで年1%削減、管理職のポストの15%以上削減等) ● 年金支給額削減(月1,500€超の年金受給者の年金を削減、給付額の凍結) ● 教育・大規模インフラ等への歳出削減 ● 付加価値税の非課税対象品目や各種優遇税制等の見直し ● 労働保護法制の見直し(雇用の柔軟性強化、失業手当の減額等)

デモ・ストライキの発生

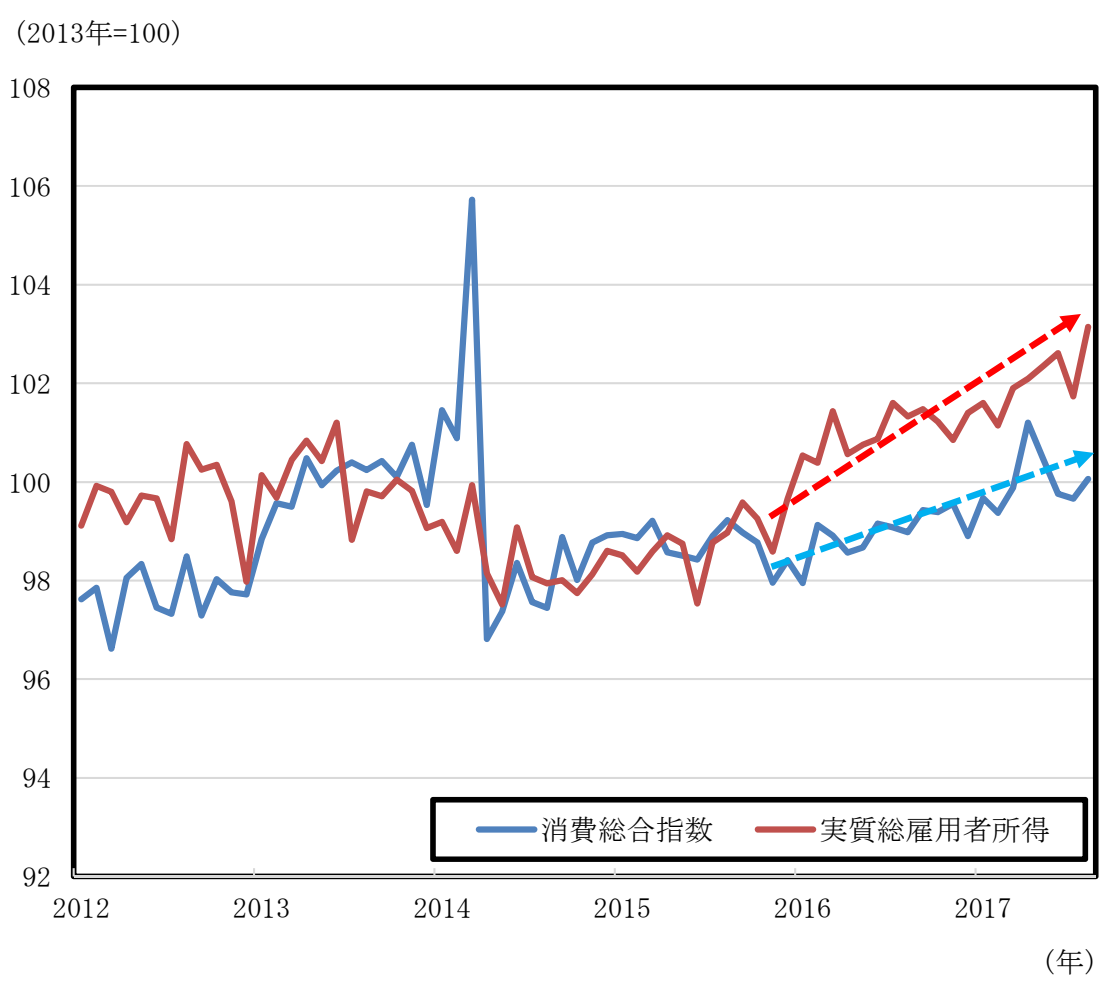
✓ ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペイン等において、**失業率悪化** や **緊縮財政** に反対する **大規模なデモやストライキ** が多発。
✓ 交通機関の運休、学校の休校や商店の閉鎖等により国民生活に悪影響も。

政治情勢の不安定化

✓ ギリシャ: 2012年5月、**財政再建** を実施してきた **連立与党が総選挙で過半数割れ**。連立協議も失敗し、**政治的空白** が発生。翌6月の再選挙で財政再建派が過半数獲得。
✓ イタリア: 2012年12月、**財政再建を巡る連立与党内の対立** により、首相が辞意表明。翌年4月、**政権交代**。

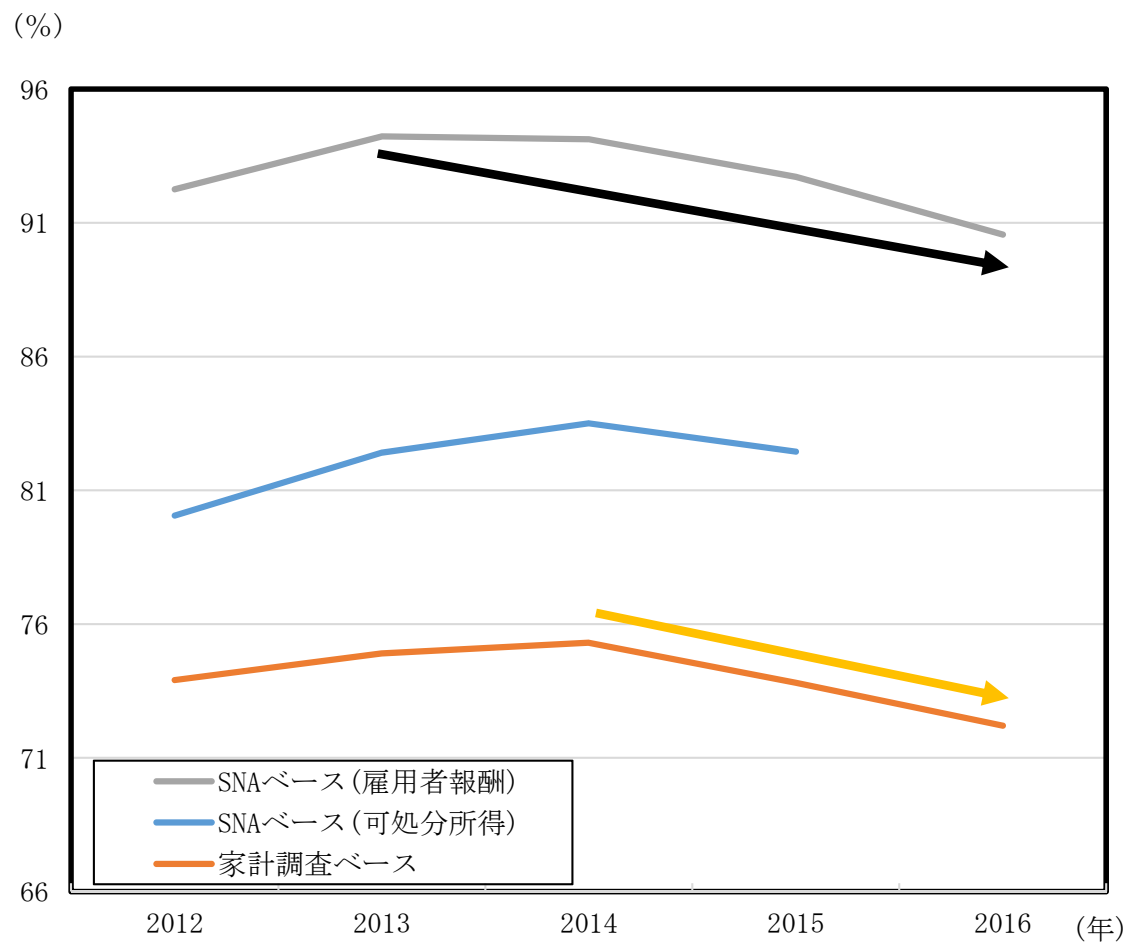
○ 雇用・所得環境の改善に対して、消費の伸びは相対的に弱く、平均消費性向は低下傾向にある。

《消費総合指数と総雇用者所得》



(出所) 内閣府「消費総合指数」、「総雇用者所得」

《平均消費性向》

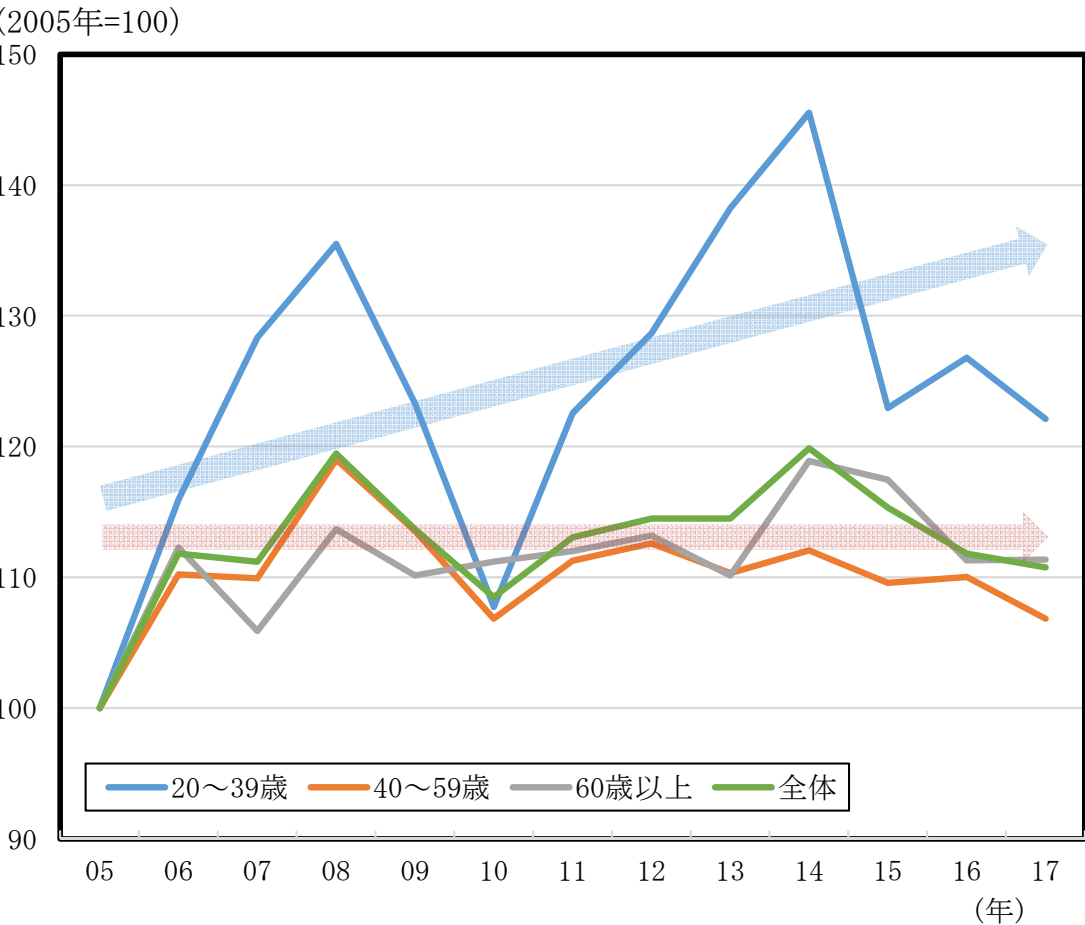


(注) SNAベース(雇用者報酬) = 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)/雇用者報酬
 SNAベース(可処分所得) = 家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃)/可処分所得
 家計調査ベースの消費性向 = 消費支出/可処分所得(二人以上の世帯のうち勤労世帯者世帯)
 (出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」

将来不安と消費性向

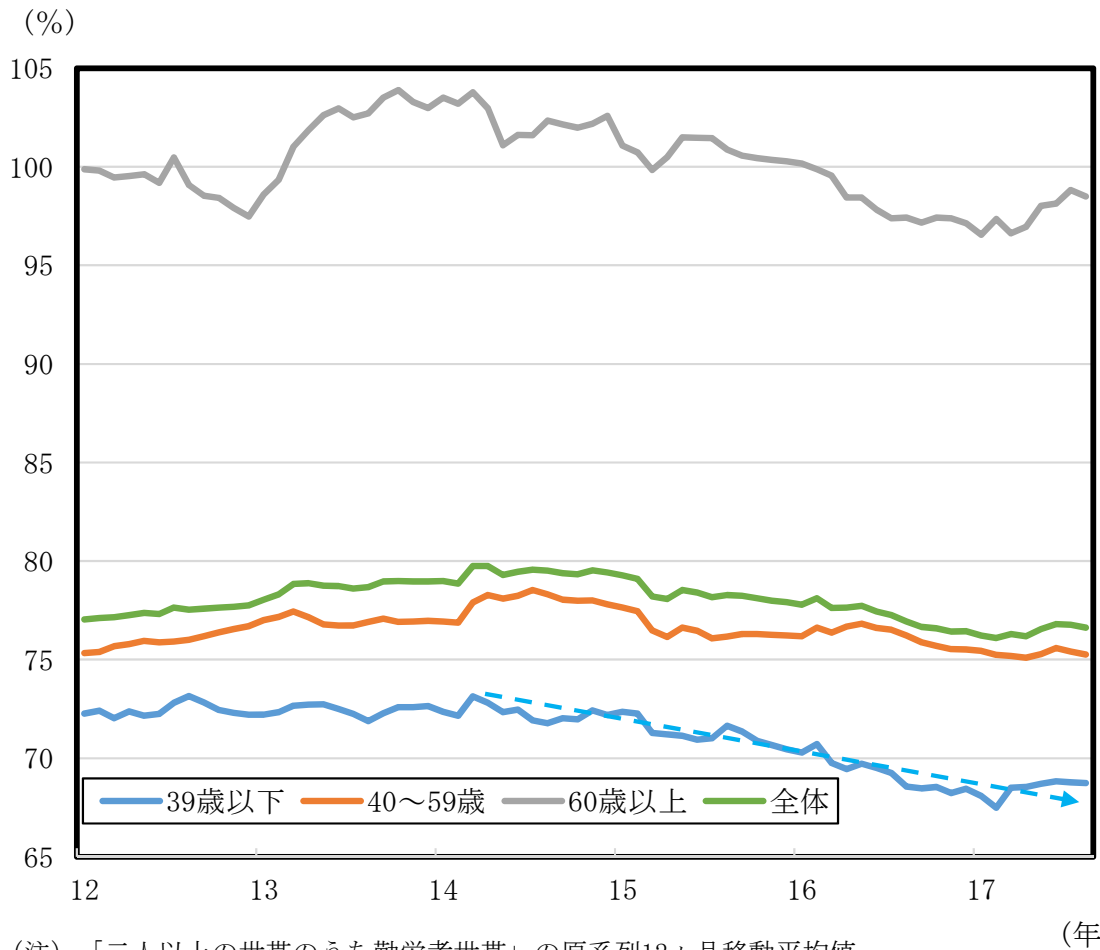
○ 老後の生活設計について悩みや不安を感じている者の割合は、20～39歳において増えており、同じ年齢層の世帯(39歳以下)において、消費性向の低下傾向がより顕著となっている。

《老後の生活設計について悩みや不安を感じているとする者の割合の推移》



(注) 悩みや不安の内容として、「老後の生活設計について」を挙げた年齢階層別(10歳ごと)の回答者割合を加重平均したもの。
(出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

《世代別平均消費性向》



(注) 「二人以上の世帯のうち勤労者世帯」の原系列12ヵ月移動平均値。直近は2017年8月。
(出所) 総務省「家計調査」

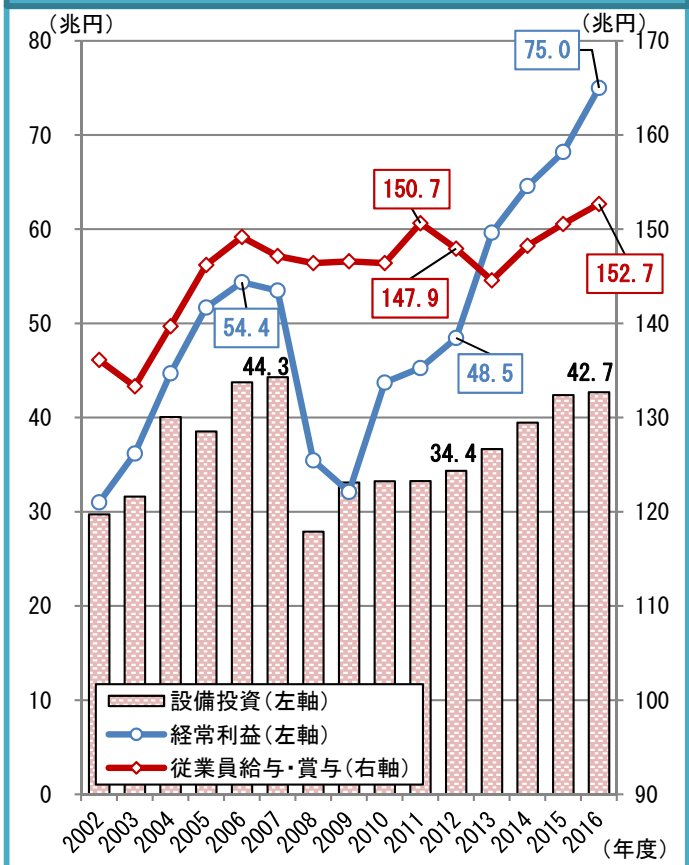
企業収益の動向

資料 I - 2 - 5

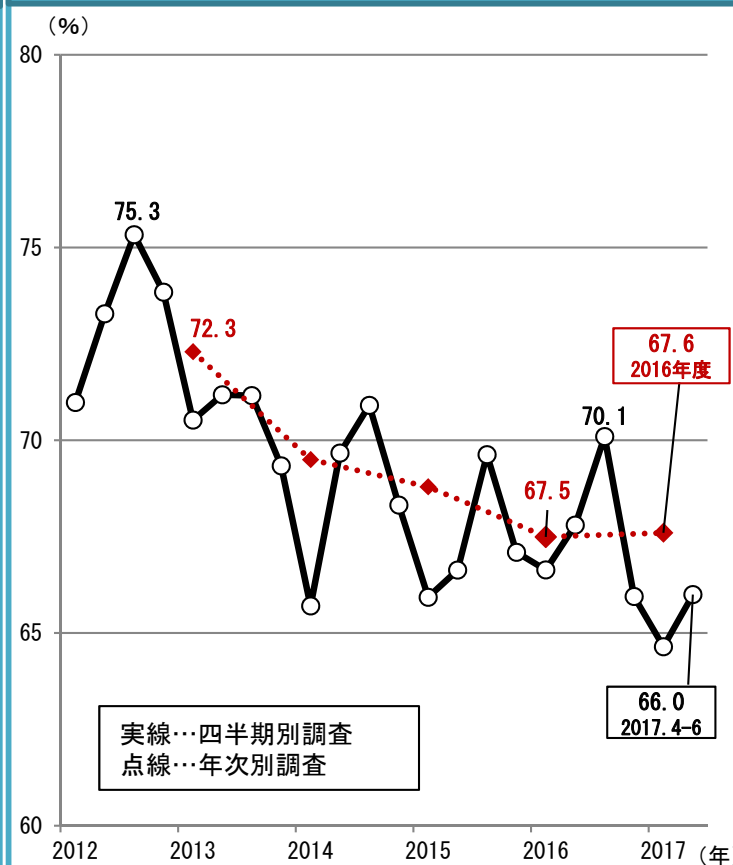
	フロー (兆円)		
(年度)	経常利益	従業員給与・賞与	設備投資
2012	48.5	147.9	34.4
2016	75.0	152.7	42.7
差額	<u>+26.5</u>	<u>+4.8</u>	<u>+8.3</u>

	ストック (兆円)	
	内部留保	現金・預金等
	304.5	190.1
	406.2	228.5
	<u>+101.8</u>	<u>+38.4</u>

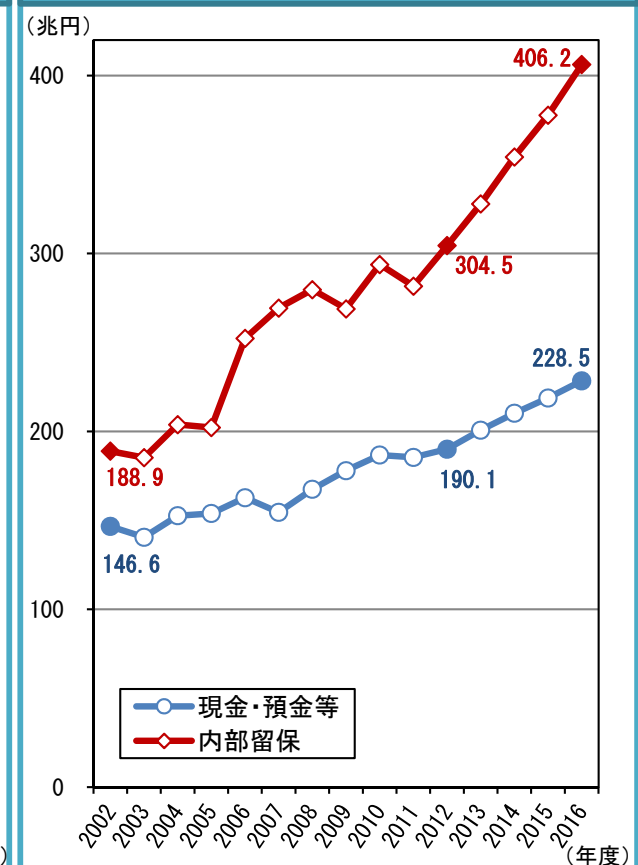
経常利益、従業員給与・賞与、設備投資



労働分配率



現金・預金等、内部留保



(出典) 財務省「法人企業統計調査」
 (注1) 現金・預金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和
 (注2) 有形固定資産は、建設仮勘定とその他の有形固定資産の和(土地を含まない)
 (注3) 設備投資はソフトウェアを含まない
 (注4) 労働分配率の年度別・四半期別の計数は、サンプル数の相違等の要因で接合しない
 (注5) 四捨五入の関係上、各年度と差額の数値が一致しないことがある

○ 債務残高対GDP比は、分母である名目GDPのぶれが大きいいため、毎年の財政運営の指針になじまない。

【設例】債務残高対GDP比200%を財政運営の指針とする場合
(名目GDP500兆円・債務残高1000兆円を仮定)



名目3%成長を想定して予算を編成した後に、実際には名目2%成長であったと判明

➡ 名目成長率が1%ポイント動くだけで許容される債務残高が10兆円も減少、目標達成が不可能に

主要先進国における財政健全化目標

資料 I - 2 - 7

◎:議会の議決を経た目標、○:政府が定めた目標、×:なし

	収支目標（フロー）	残高目標（ストック） （対象）債務残高対GDP比
日本 	○ （対象）プライマリーバランスのみ	○
英国 	◎ 【予算責任憲章】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	◎ 【予算責任憲章】 ※補助的な目標
ドイツ 	◎ 【憲法】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
フランス 	◎ 【法律】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
イタリア 	◎ 【憲法】 （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
米国 	○ （対象）プライマリーバランス＋利払費	○
カナダ 	○ （対象）プライマリーバランス＋利払費	×

	財政運営の原則等	具体的な目標等(計画等)
日本 	財政法(1947年) ● 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。	中期財政計画(2013年) ● PB(国・地方)⇒ ① <u>2015年度までに赤字対GDP比半減</u> (2010年度比) ② <u>2020年度までに黒字化</u> ● 公債等残高(国・地方)対GDP比 ⇒ 2021年度以降、安定的に引下げ
米国 	大統領予算教書(2017年) ● <u>10年以内に財政収支(連邦政府)を均衡させ、債務残高(連邦政府)対GDP比を60%に削減する。</u>	
英国 	予算責任・会計検査法(2011年) ● 財務省において、財政政策の策定・実施等に関する文章として、予算責任憲章を策定し、その中において、財政の目標を定めなければならない。 ● 予算責任憲章は、下院の決議による承認が必要。	予算責任憲章 ● 構造的財政収支(公的部門)対GDP比 ⇒ <u>2020年度までに▲2%以下に削減</u> ● 純債務残高(公的部門)対GDP比 ⇒ <u>2020年度には減少</u>
ドイツ 	連邦基本法(2009年) ● <u>連邦及び州の予算は、原則、借入れなしに、均衡させなければならない。</u>	安定化プログラム2017(2017年) ● 財政収支(連邦政府) ⇒ <u>2018年から2021年まで均衡を維持</u> ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2020年までに60%以下</u>
フランス 	憲法(2008年) ● 公共財政の複数年にわたる方針を計画法において定め、その方針は会計均衡の目標の中に位置づけられる。	複数年財政計画法2014～2019(2014年) ● 構造的財政収支(一般政府)対GDP比を <u>2019年までに▲0.4%以下とする。</u> (参考)安定化プログラム2017(2017年) ● 財政収支(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2017年までに▲3%以下</u> ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2020年より60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減</u>
イタリア 	憲法(2012年) ● 行政は、欧州連合の法規と一致するよう、予算の均衡及び公的債務の持続可能性を保障する。 ● 国は、景気循環の後退期及び拡大期を考慮して、その予算の歳入と歳出の均衡を保障する。	安定化プログラム2017(2017年) ● 構造的財政収支(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>2019年までに均衡化</u> ● 債務残高(一般政府)対GDP比 ⇒ <u>60%超の部分を直近3カ年平均1/20以上削減</u>

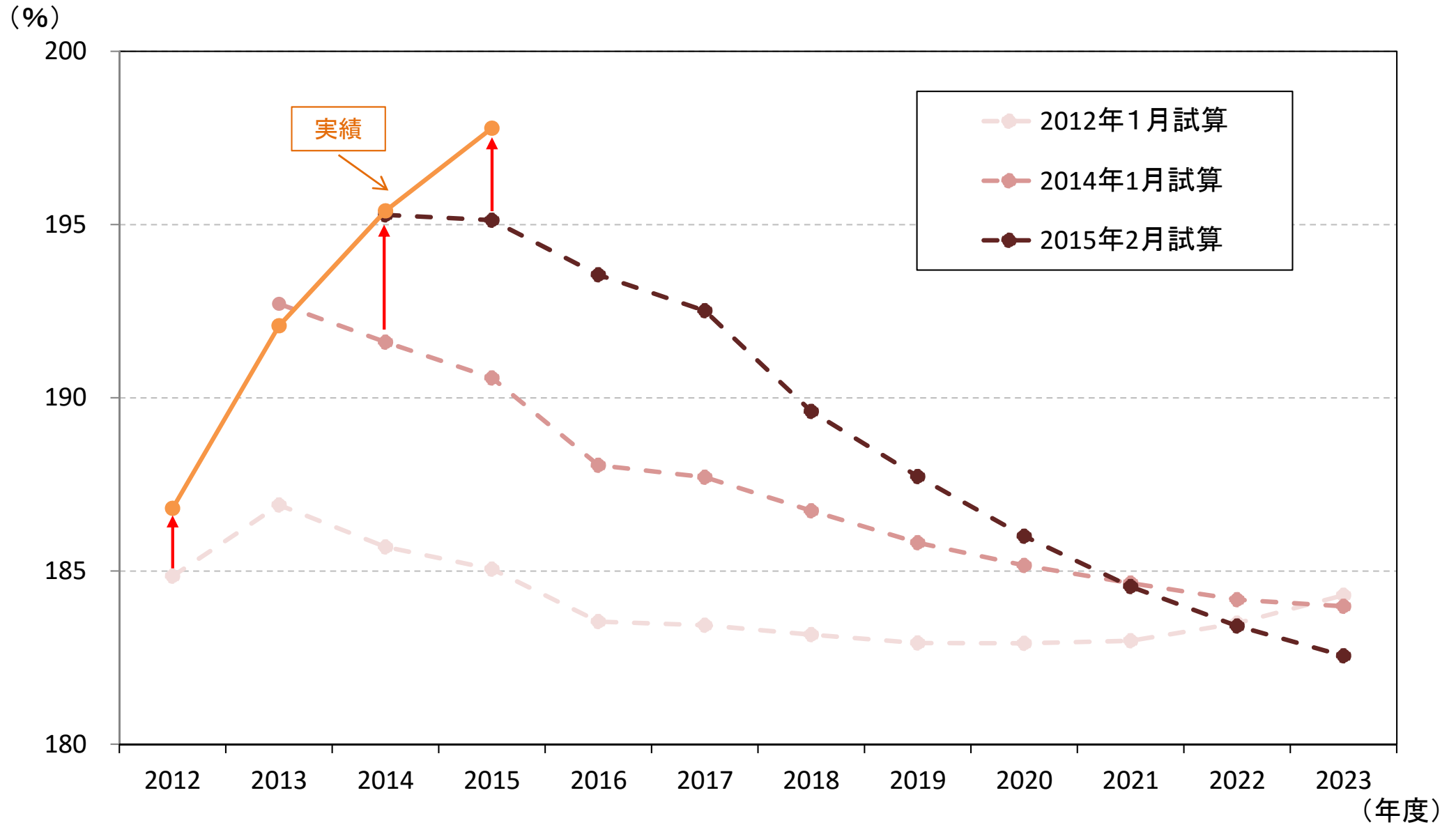
<参考>EUにおける財政関連ルール

- ◆ 域内の財政健全化目標(マーストリヒト基準)(①財政収支(一般政府)対GDP比▲3%、②債務残高対GDP比60%)(欧州連合機能条約)(1993年)
- ◆ 毎年、中期財政目標を定めた「安定化プログラム」を欧州委員会に提出することを義務付け(安定成長協定)(1997年)
- ◆ 財政収支均衡又は黒字化(構造的財政収支対GDP比▲0.5%以内でも可)を国内法(拘束力があり永続的な性格を有する規定(望ましくは憲法)又は予算編成過程で十分に尊重・遵守されることが保証されるもの)で定める(財政協定)(2012年)

債務残高対GDP比（中長期試算と実績の比較）

資料 I - 2 - 9

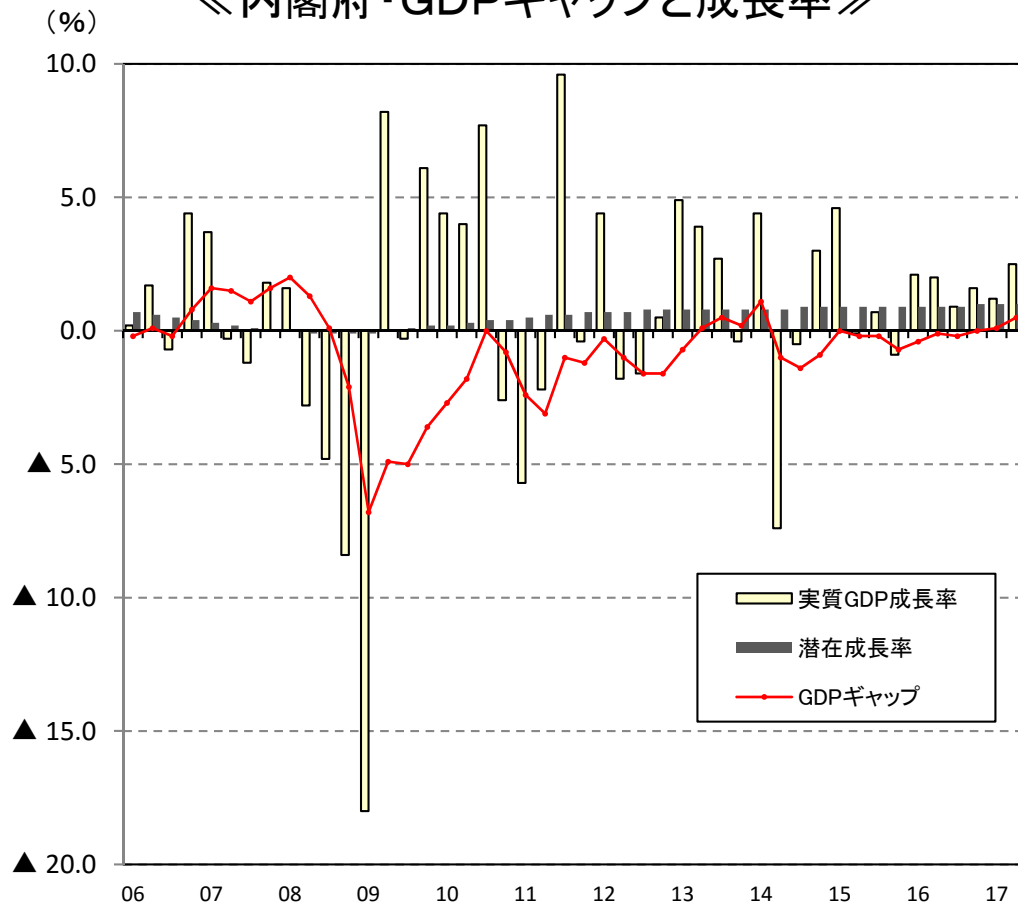
○ 「経済再生ケース」において、債務残高対GDP比は低下が見込まれてきたが、経済成長率の下振れ等により、実績では上昇している。



(出所) 試算については、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」。いずれも「経済再生ケース」。実績については、内閣府「国民経済計算」(2016年7-9月期1次速報値(平成17年基準))ベース。
 (注) 2013年1月は試算が実施されていない。

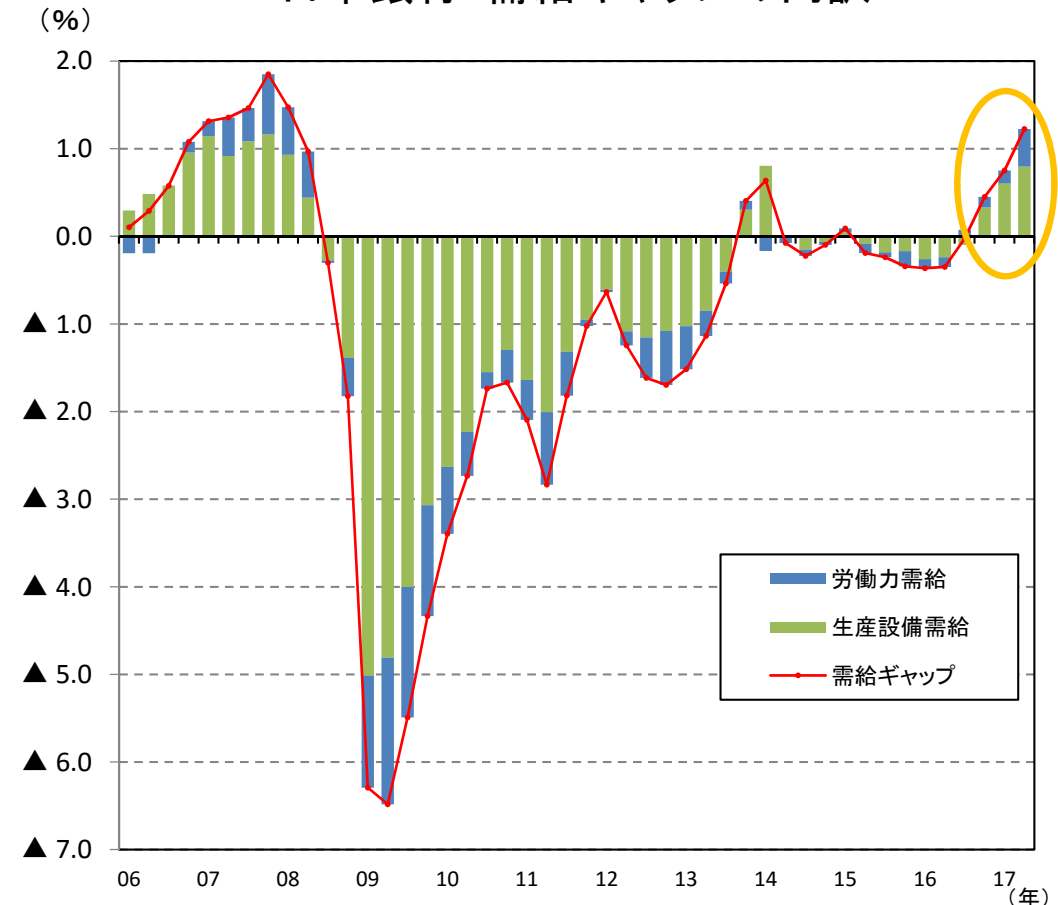
- 潜在成長率を上回る成長により、GDPギャップの改善が続いている。
- 足元では、労働力も生産設備も需要が供給を上回っているとみられる。

《内閣府・GDPギャップと成長率》



GDP	15 IV	16 I	II	III	IV	17 I	II
ギャップ	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 0.2	0.0	0.1	0.5

《日本銀行・需給ギャップの内訳》



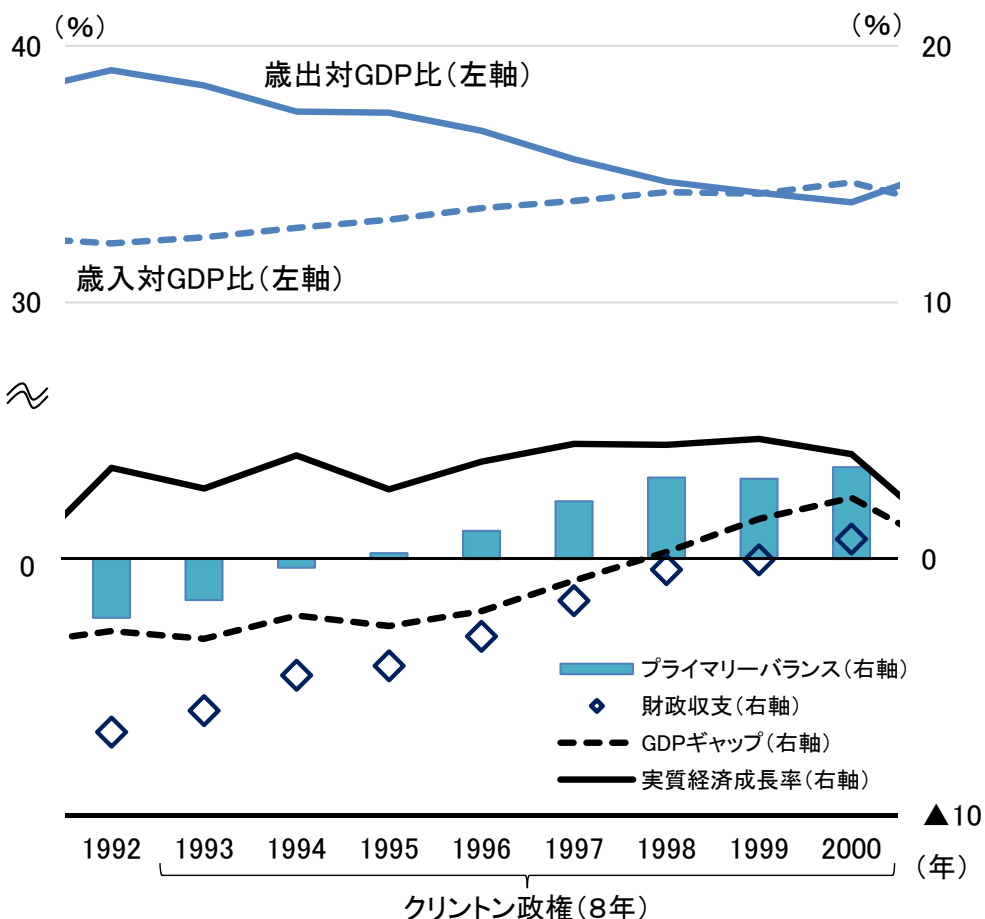
需給	16 I	II	III	IV	17 I	17 II
ギャップ	▲ 0.37	▲ 0.35	▲ 0.02	0.45	0.75	1.22

(出所) 内閣府「国民経済計算(2017年4-6月期2次速報)」(2017年9月8日公表)

「GDPギャップ、潜在成長率(2017年4-6月期2次速報後)」(2017年9月15日公表)

日本銀行「需給ギャップと潜在成長率」(2017年10月4日公表)

- 米国クリントン政権(93-00年)は、93年2月、経済活性化と財政赤字削減を柱とする経済再生計画を発表。同政権下では、GDPギャップの縮小が進み、景気回復が図られる中で、前ブッシュ(父)政権が導入した裁量的経費への上限設定(キャップ制)と新規施策や制度変更により義務的経費が増加する場合の歳出相殺措置(ペイアズユーゴー原則)を継承して歳出抑制を図ったことにより、 税収増と相まって、財政状況が大幅に改善。
- その結果、政権獲得前(92年)と政権最終年(00年)とを比較すると、歳出対GDP比は約5%ポイント減少、歳入対GDP比は約3%ポイント増加。財政収支対GDP比は約7.5%ポイント改善。財政再建が金利の低下をもたらし、民間投資を促す経済環境を醸成(好循環を実現)したとの評価(ブラインダー大統領経済諮問委員(01年当時)ほか)。



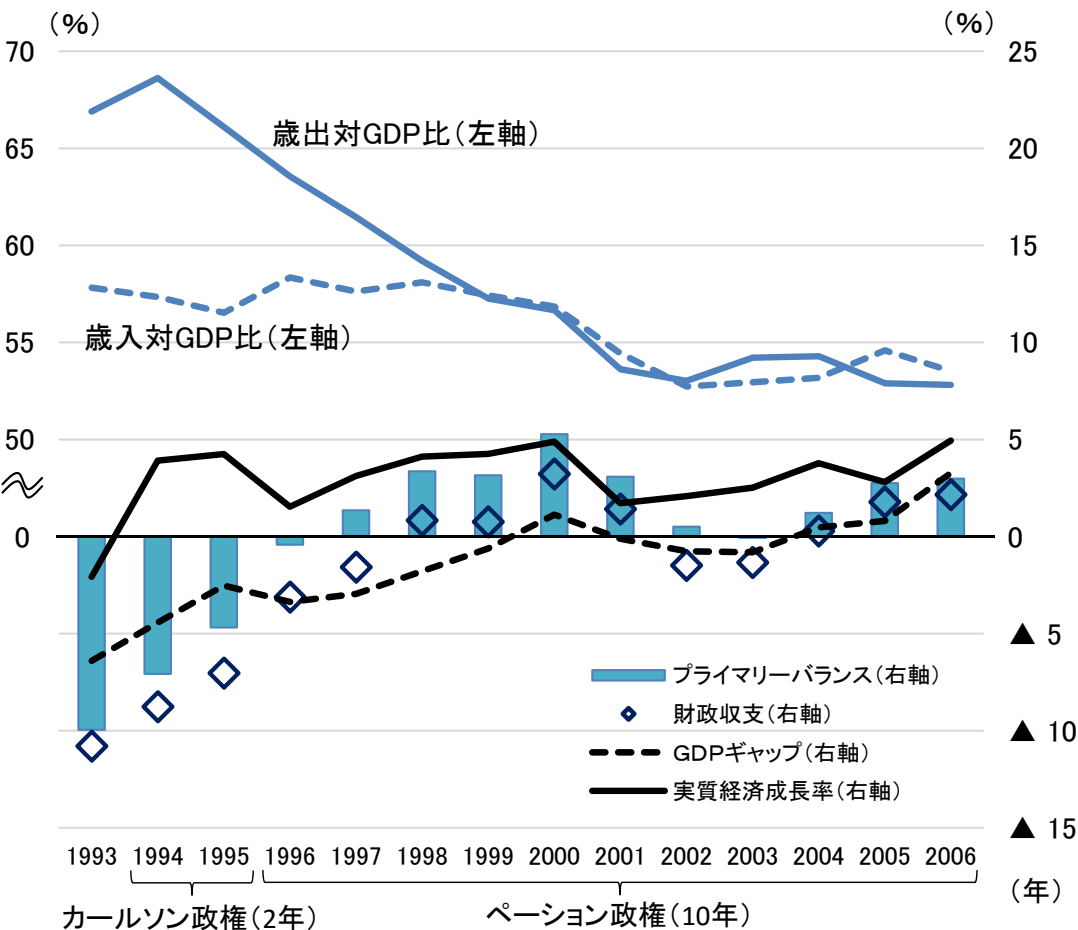
(参考①) クリントン政権における歳出削減・財政健全化目標

- 1993年包括財政調整法
94-98年度で約2,550億ドルの歳出削減、約2,500億ドルの増税等
- 1997年財政均衡法
2002年度に財政収支を均衡させる目標を設定
→ 98-02年度で約2,700億ドルの歳出削減等

(参考②) クリントン政権における具体的な財政健全化策

- 歳出面
国防費の削減(93・97年)、高齢者等医療保険(メディケア)の削減(93・97年)、農業補助金の削減(93年) など
 - 歳入面
高額所得者に対する個人所得税の増額(最高税率31%→39.6%)(93年)、法人税率の引上げ(基本税率34%→35%)(93年) など
- ※ このほか、17歳未満の子供を持つ中間所得層に対する税額控除等を創設(歳入は減少)(93年)

- スウェーデンでは、財政再建を掲げて政権の座についたカールソン政権とこれを引き継いだペーション政権（カールソン政権における財務大臣）が、GDPギャップの縮小が進み、景気回復・安定が図られる中で、年金・医療等の社会保障支出を含む歳出抑制に一貫して取り組むことで財政健全化を実現。
- カールソン政権が実施した財政健全化策は、OECD諸国の中でも最も野心的な取組であったとされ、また、ペーション政権がこの取組を継続し、さらに年金改革等を実施したことは、同国が人口動態の変化に対応し、福祉国家であり続ける上で非常に有益なものであったと評価（OECD(97、08年)、IMF(08年)）。

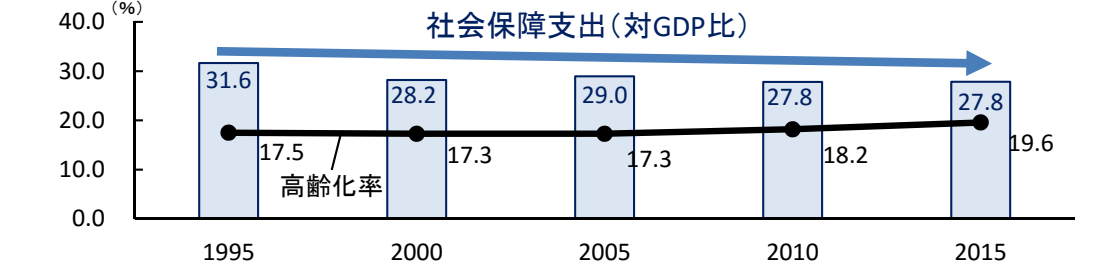


(出典) OECD “Economic Outlook 101”(2017年6月)
(注) カールソン・ペーション政権下で、緊縮財政下に景気が堅調に推移した経緯としては、自国通貨(クローナ)安による輸出競争力回復が経済を下支えた面がある。

- (参考①) カールソン及びペーション政権における財政健全化目標
- 97年までに一般政府財政収支を対GDP比▲3%以下とし、98年までに解消(→ 98年に財政の黒字化を達成。)(95年)
 - 以降は、景気循環を通じて中期的にGDP比平均1%の財政黒字を維持

- (参考②)カールソン及びペーション政権の財政健全化策
- 歳出面
 - ・ 翌年以降3か年にわたる歳出総額と歳出分野ごとの予算額上限(シーリング)を議会で決定する方式を導入(97年)
 - ・ 社会保障関連の改革
 - ー 保育手当の廃止(94年)、薬剤自己負担額引上げ(95年)
 - ー 年金を2階建て(基礎年金+付加年金)の体系から所得比例年金に移行するとともに、確定拠出型に転換(99年)

- 歳入面
 - ・ 高額所得者への緊急税(95~98年の間、国税所得税率を25%に引上げ)(94年)、日刊紙への付加価値税の賦課(95年) など



リーマンショック後の米・英の財政状況（実額）

資料 I - 3 - 1

○ 米国、英国では、リーマン・ショック以降、社会保障の伸びに伴い歳出総額が膨らむ中、「非」社会保障関係費を抑制。例えば、米国では農業・防衛費等、英国では教育・農業・防衛費等の全般を抑制している。

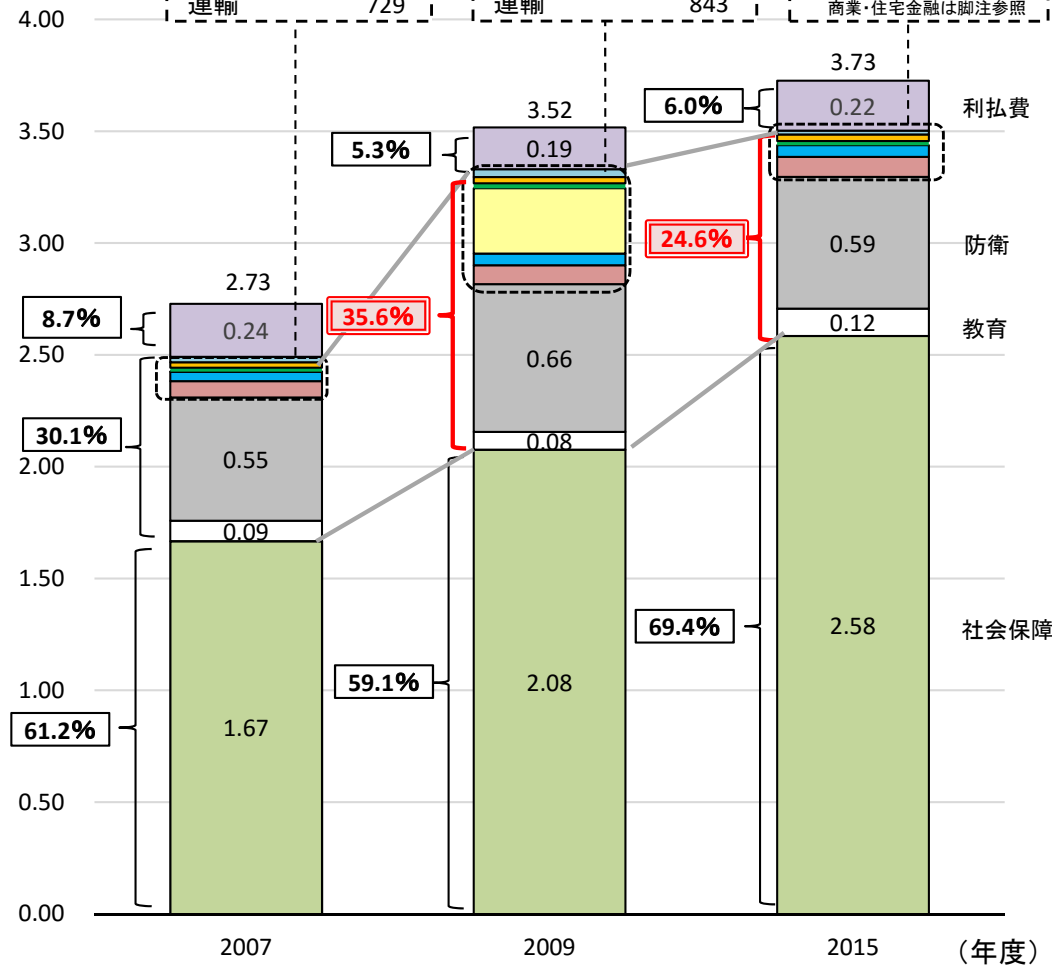


米国（連邦政府ベース）

※枠内の単位：億ドル

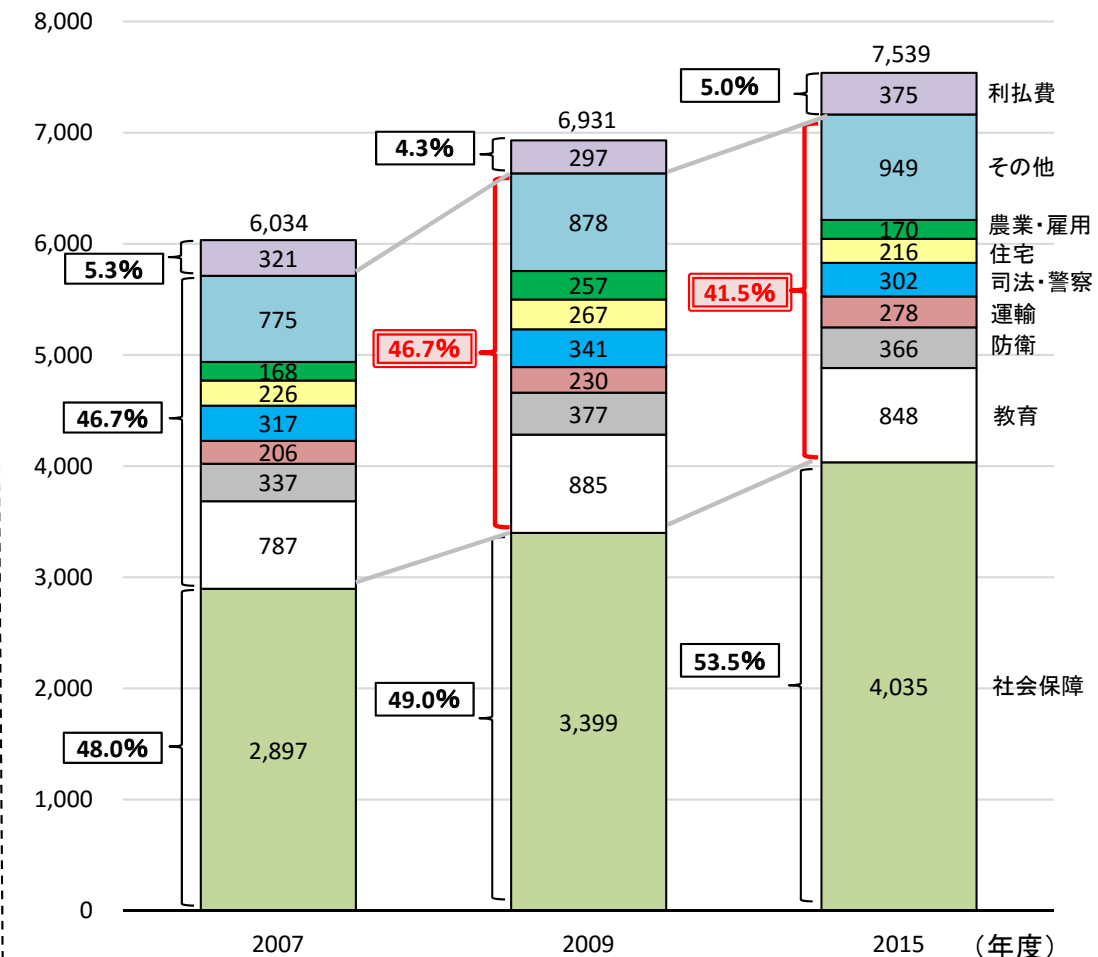
その他	241	その他	349	その他	173
科学技術	244	科学技術	284	科学技術	294
農業	177	農業	222	農業	185
商業・住宅金融	5	商業・住宅金融	2915	司法	519
司法	424	司法	526	運輸	895
運輸	729	運輸	843	商業・住宅金融は脚注参照	

（単位：兆ドル）



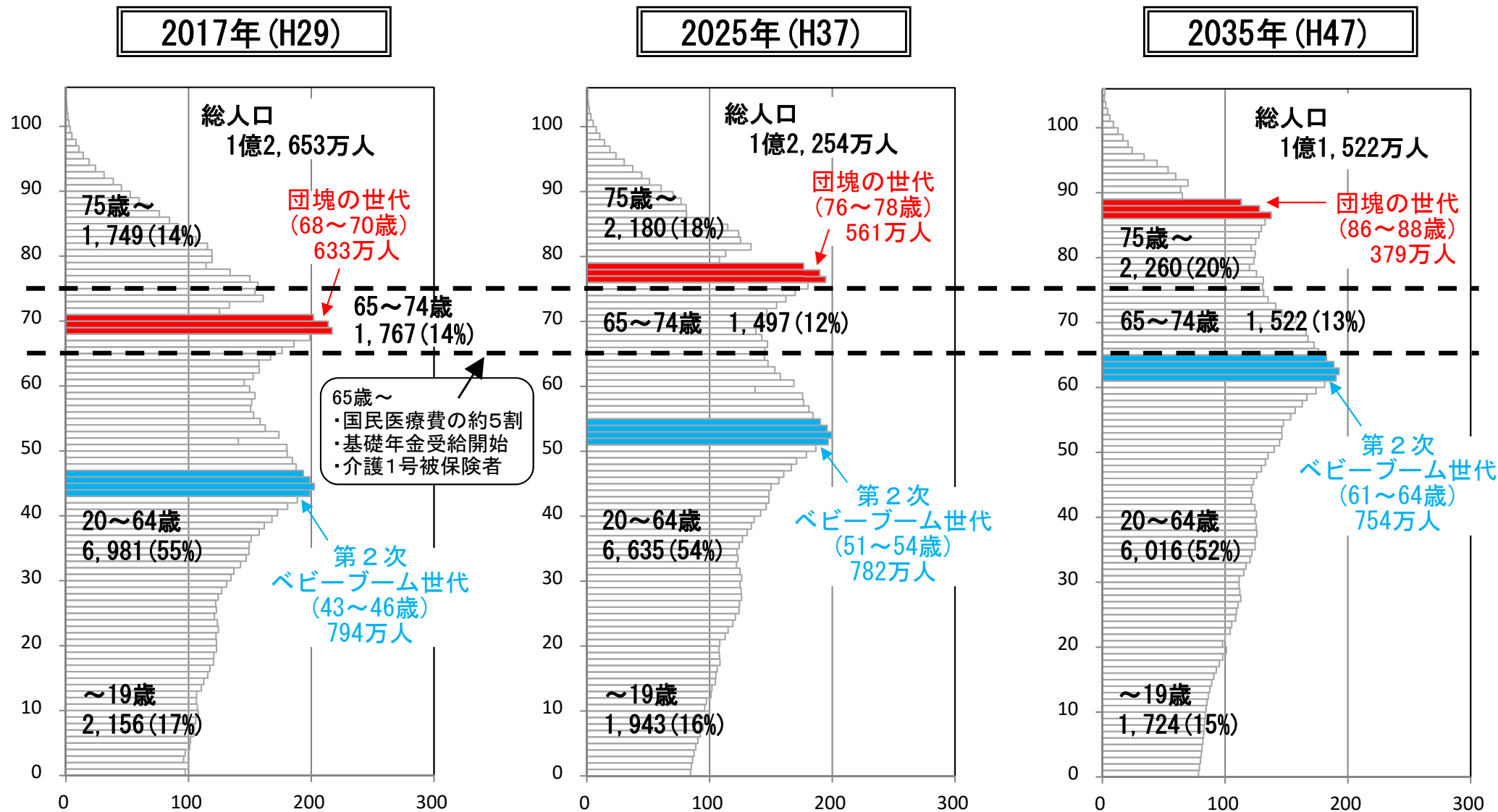
英国（公的部門ベース）

（単位：億ポンド）



（出典）大統領府行政管理予算局「Historical Tables (Fiscal Year 2018)」、英国財務省「Public Expenditure Analysis 2017」

2025年には団塊の世代(1947～49年生まれ)が後期高齢者(75歳～)に移行し、高齢化率は継続的に上昇し、平均年齢も継続的に上昇することとなる。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」

(注) 団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)生まれ。

高齢化の進展が財政に与える影響

資料 I - 3 - 3

○ 75歳以上になると、医療・介護に係る1人当たり国庫負担額が急増する。このため、高齢化の進展に伴い、仮に今後、年齢階級別の1人当たり医療・介護費が全く増加しないと仮定※しても、2025年にかけて、医療・介護に係る国庫負担は急増する見込み。

※ 実際の医療・介護費の伸びを要因分解すると、高齢化のほか、高度化等による影響がある。

